

社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 福祉車両貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する福祉車両を外出が困難な市民に貸出しすることにより、買い物、通院などの日常生活の便宜を図るとともに、行事の参加や行楽の機会を促進することで、在宅福祉の推進に資することを目的とする。

(貸出車両)

第2条 貸出しする福祉車両は、別表のとおりとする。

(貸出対象者)

第3条 福祉車両の貸出しは、丸亀市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

- (1) 車いす等を使用しなければ外出が困難な者
- (2) 傷病等で外出が困難な者
- (3) その他、本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者

(利用手続き)

第4条 福祉車両の貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、福祉車両利用申請書兼誓約書（様式第1号）及び運行計画書（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、貸出日の7日前までに会長に申請しなければならない。

- 2 会長は、前項の福祉車両利用申請書兼誓約書及び運行計画書を受理したときは、申請内容を検討し、その可否について福祉車両利用決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による申請（予約）受付は、土日、祝日及び年末年始を除く平日の8時30分から17時までとし、貸出日の属する月の2ヶ月前から受け付けできるものとする。ただし、2ヶ月前が土日、祝日及び年末年始の場合は、その直後の平日とする。

(貸出期間等)

第5条 福祉車両の貸出期間は、原則5日以内とする。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

- 2 福祉車両の借用・返却受付は、土日、祝日及び年末年始を除く平日の8時30分から17時までの間とする。

(利用料金等)

第6条 福祉車両の利用料金は無料とする。ただし、使用した燃料代の実費を負担するものとする。

(貸出場所)

第7条 福祉車両の貸出しは本会飯山分室（丸亀市飯山総合保健福祉センター）で行うものとする。

(遵守事項)

第8条 福祉車両の貸出しを受けた者（以下、「利用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 福祉車両を目的外に使用しないこと
- (2) 福祉車両を第三者へ転貸しないこと
- (3) 道路交通法等の法令を守ること
- (4) 福祉車両は適切な管理のもとで運行し、保管すること
- (5) 申請書に記載された運転者以外の者に運転をさせないこと
- (6) 使用した燃料は全量補充し、福祉車両内外の清掃後に返却すること

(事故報告)

第9条 利用者は貸出期間中に事故等が発生した場合は、速やかに警察署に届ける等の適切な処置を行うとともに本会に報告し、指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第10条 福祉車両の貸出期間中における事故等に係る本会の損害補償は、当該福祉車両が加入する保険の範囲内とし、保険対象外の一切の損害補償等については、利用者の責任において負担しなければならない。

(貸出台帳の整備)

第11条 本会は、福祉車両の貸出状況を明確にするため、福祉車両貸出台帳（様式第4号）を整備するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、福祉車両の貸出しに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

福祉車両台帳

No.	車名	車番	乗車定員	取得年月日	車種
1	ニッサン キャラバン	香川 300 つ 7684	10 人	H16. 8. 18	普通・乗用・自家用 (ステーションワゴン)
2	ホンダ ステップワゴン	香川 500 ち 3111	8 人	H13. 6. 22	小型・乗用・自家用 (ステーションワゴン)
3	ダイハツ ハイゼット	香川 880 あ 405	4 人	H26. 7. 23	軽・特殊・自家用 (車いす移動車)